

第 1 章 総論



第1節 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、まちづくりの基本理念、都市整備の方針や地域別まちづくりの方針などについて示すものである。

富田林市都市計画マスタープランでは、市域全体の“全体構想”と、市域を8地域に分けた“地域別構想”の2段階で構成する。

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想^{*}並びに都市計画区域^{*}の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催など市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

（出典）都市計画法^{*}

2. 計画対象地域

計画対象地域は、富田林市域とする。

3. 計画目標期間

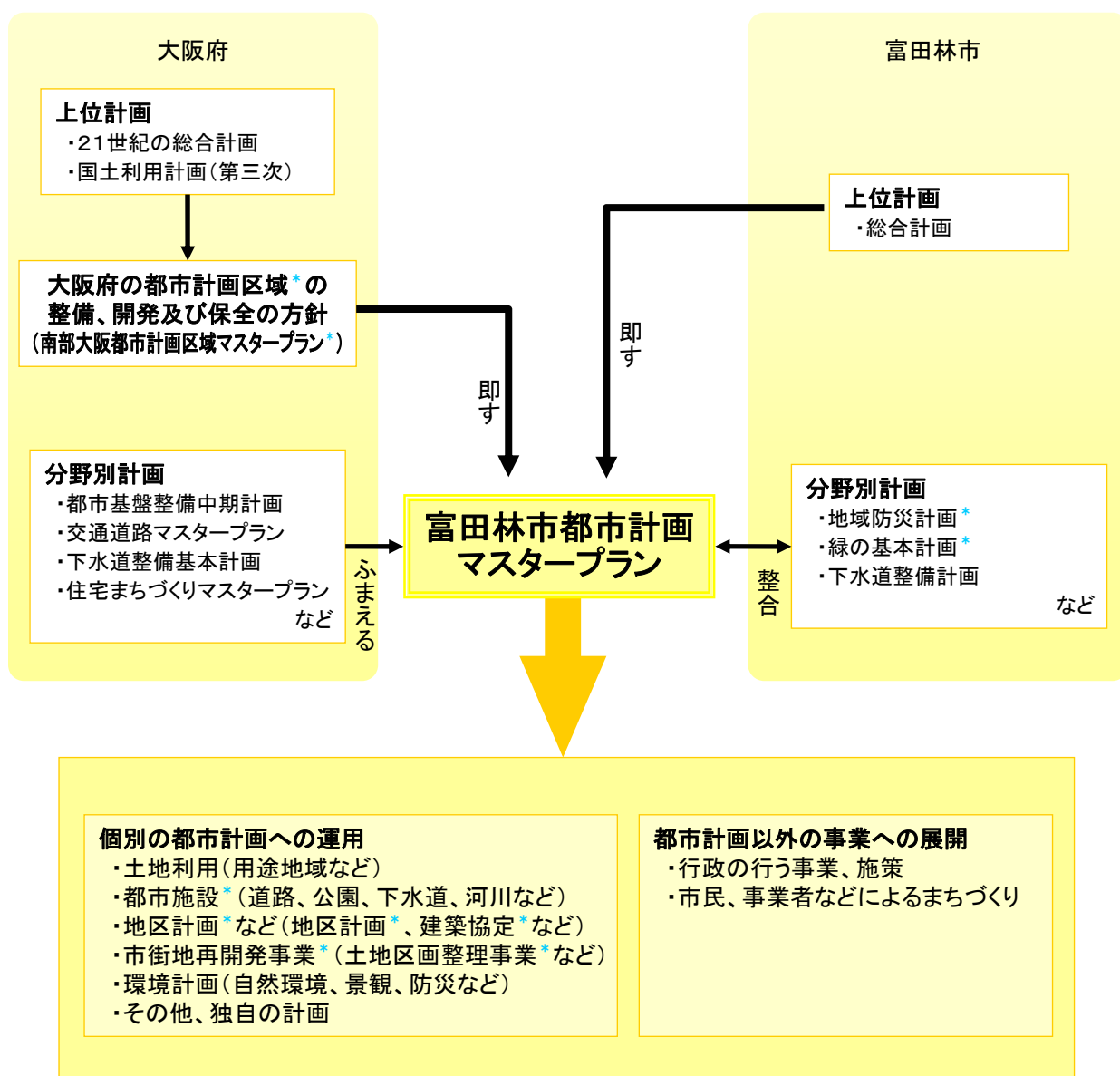
都市計画マスタープランで示す富田林市全体の将来像や土地利用、都市施設整備^{*}のあり方、地域別の整備方針などは、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年間の都市計画の具体的な方針を策定するものである。

なお、本マスタープランの内容は、上位計画の改訂、社会経済情勢の変化に対応して、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。



4. 諸計画との関係

都市計画マスタープランは、「富田林市総合計画^{*}」及び大阪府が定める「南部大阪都市計画区域マスタープラン^{*}」に即し、関連する上位計画、分野別計画との整合を図りつつ、富田林市の目標とする都市像の実現に向けた、都市計画の基本方針を示すものである。本マスタープランにおいては、個別の細かな計画や事業の内容そのものを直接決めるものではないが、今後、富田林市が定める都市計画は、本マスタープランに即して定めることとなる。



第2節 改定の背景

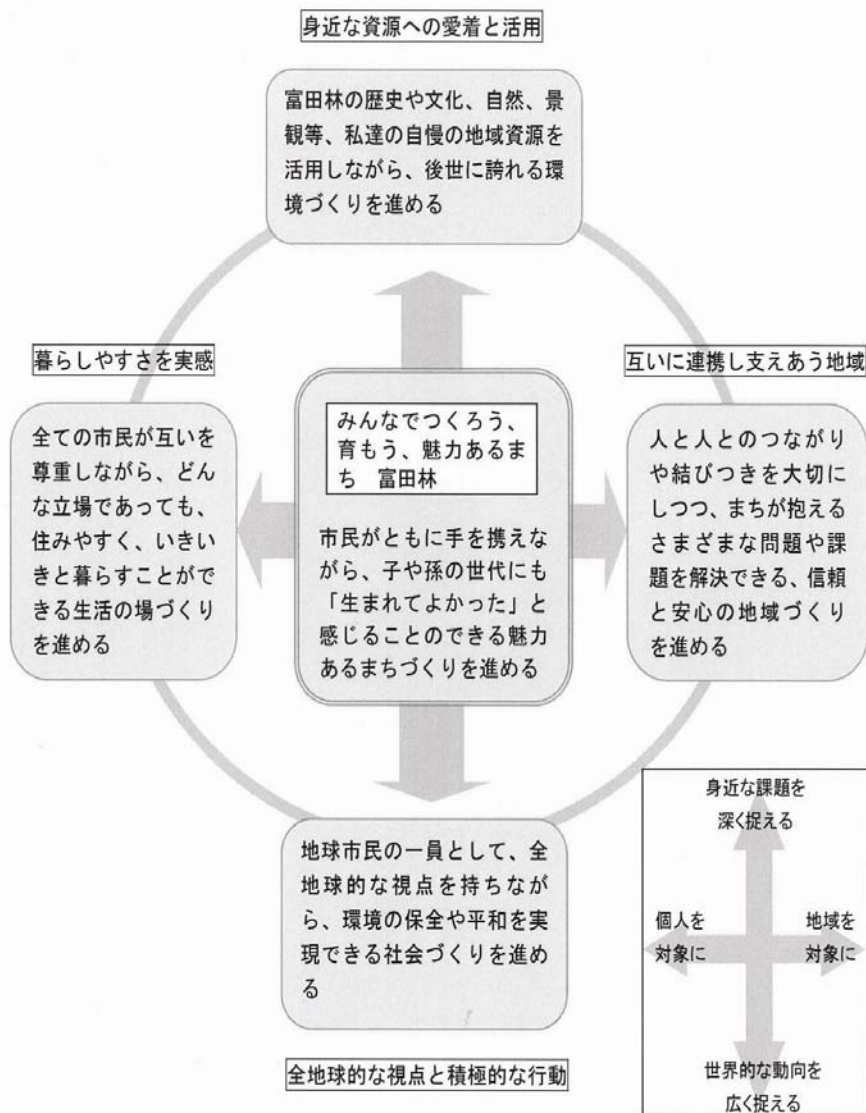
1. *富田林市総合計画

上位計画となる「第4次富田林市総合計画*」では、まちづくりの基本的な理念と、富田林が培ってきた歴史や伝統、平成27年度には、約12万5千人との将来推計人口、土地利用構想をふまえ、これからの100年を見通した、10年後のあるべき姿は、次のように考えられている。

都市計画マスタープランでは、これらとの整合を図り策定を行う。

～総合計画におけるまちづくりの理念～

- (1) みんなでつくろう、育もう、魅力あるまち 富田林
- (2) 暮らしやすさを実感
- (3) 互いに連携し支えあう地域
- (4) 身近な資源への愛着と活用
- (5) 全地球的な視点と積極的な行動

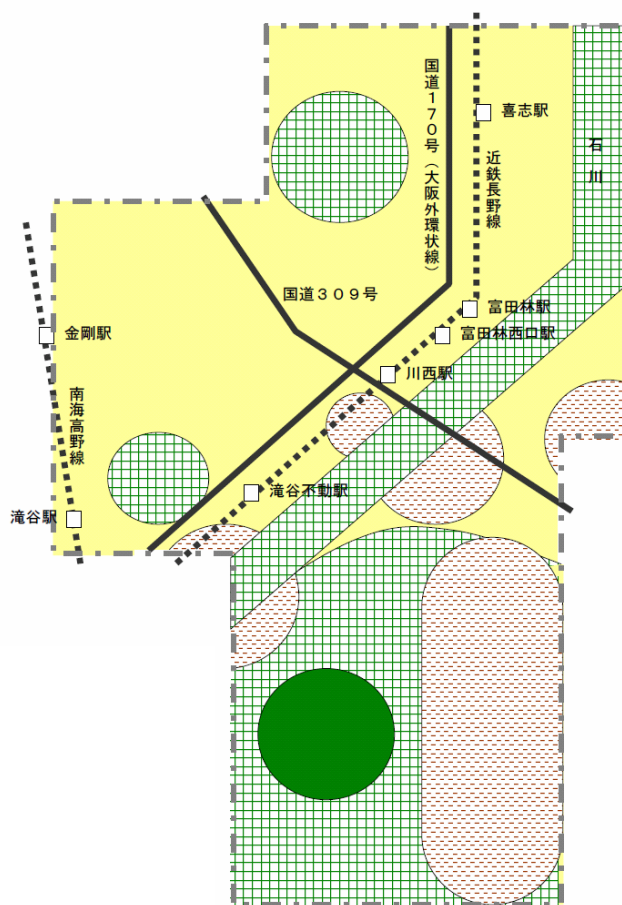


『南河内の中心として独自のまちづくりを進めてきた歴史・伝統を受け継ぎ、
金剛・葛城山系に連なるみどり豊富な景観と、清き石川に育まれた心豊かな人々が、
互いに支えあいながら、いきいきと健やかに暮らし続けるまち・富田林』

・本市は、地勢や土地利用の面から、市内をほぼ南北に流れる石川沿いに広がる平野部の既成市街地、西部丘陵部の計画的市街地、及び南部山地部の農村集落地*の三つに大別されますが、それぞれが互いに特徴を持ちながら全体として富田林固有のまちなみを形成しています。

・土地は、現在及び将来にわたる貴重な財産であり、市民の日常生活や活動の基盤であるため、総合計画策定以来、その土地利用の方針に基づき、「緑と自然を保全しながら調和のあるまちづくり」を進めてきています。

・今後も、本市の良好な自然環境、歴史環境の保全を図りながら、長期的な視点に立ち、まちの発展を促すため、全市を4つのゾーンに区分し、総合的な土地利用の実現を図ります。



市街地ゾーン

既に市街地として形成された地域については、都市基盤の充実に努め、未形成の地域については、周辺の土地利用など開発の適正度を常に考慮しながら面的整備を促進し、良好な生活環境の整った市街地整備を図ります。

農業ゾーン

石川周辺の平野部や佐備川沿いに広がる農業地域では、都市的な開発を抑制し、都市近郊型の農業地帯としての発展を図るとともに、環境や景観の保全の観点から、まとまりのある優良な農地の保全に努めます。

緑地ゾーン

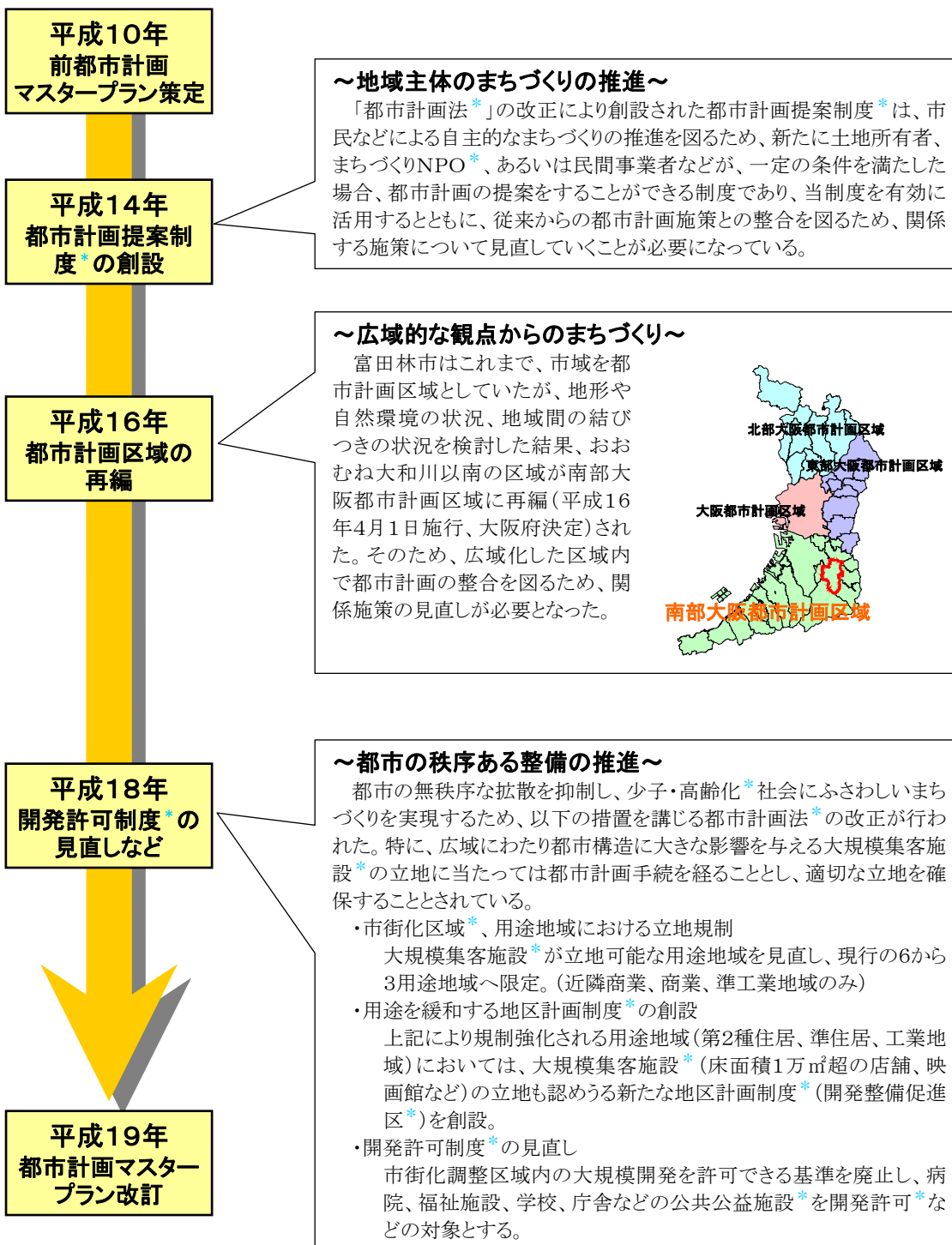
緑の丘陵や石川など、恵まれた自然環境を維持するとともに、市民の憩いと交流の場を提供するため、都市的な開発を抑制し、緑地の保全を図ります。

自然保全ゾーン

自然環境の維持と防災上の観点から、都市的な開発を避け、将来にわたって自然環境の保全を図ります。

2. 都市計画法*の改正や都市計画区域の再編

前都市計画マスタープランの策定以降、根拠法となる都市計画法*の改正、大阪府の都市計画区域の再編などが実施されたことから、これらに即した都市計画マスタープランへの改訂が必要となっている。



3. 社会情勢の変化

少子・高齢化*などの社会情勢の変化により、近年、人々のライフスタイルも多様化してきている。都市計画においても、求められるニーズの移り変わりに対応していく必要があり、地域の特性を捉えたまちづくりを進めていくことの重要性が求められている。

●*少子・高齢化、世帯構造やライフスタイルの多様化

急速な高齢化社会の進展、平均寿命の延びから、高齢者の果たす役割やニーズの多様化が見られる。また、人口は減少しているが、平均世帯人員の減少により、世帯数そのものは増加している。

公共施設のバリアフリー*化や、交通不便地域の改善、中心市街地*の活性化などの少子・高齢化*社会に対応した施策や、さまざまな世帯構造やライフスタイルに対応できる住宅施策などの都市空間づくりなどを進める施策が必要になっている。

●地域コミュニティの再編と安全・安心なまちへ

近年の地域コミュニティ活動形態としては、会社帰属社会から離れ、地域社会活動への積極的な参加による地域への帰属意識の高まりが見られ、高齢者が新たな地域活動主体としての活躍が期待されている。一方では、無関心層の増加や、地域社会における人のつながりの希薄化により、地域コミュニティが十分に機能せず、安全で安心した生活がしづらくなっている状況も見られる。

安全で安心できる地域社会を実現するため、公益施設*の再利用など空間整備をめざす。多様なまちづくり活動への参加意欲を有効に活かす方向を探る必要がある。またニュータウンなどにおける建築物利用などについて見直していくことが必要になっている。

●身近な自然環境の保全と循環型環境*形成への指向

身近な自然環境の保全、リサイクルや循環型環境*形成など地球環境全般に対する関心が高まっている。

このため、自然環境と調和した土地利用を図り、道路・河川などの整備の際には、地球環境温暖化*に配慮する必要がある。

●官民の役割分担の推進と、市民・事業者及び行政による参画と協働*

まちづくり活動への市民参画機会の増加や、公共公益施設*のより効率的な利用を図るためには、今後、官民の役割分担が一層進むことが期待される。

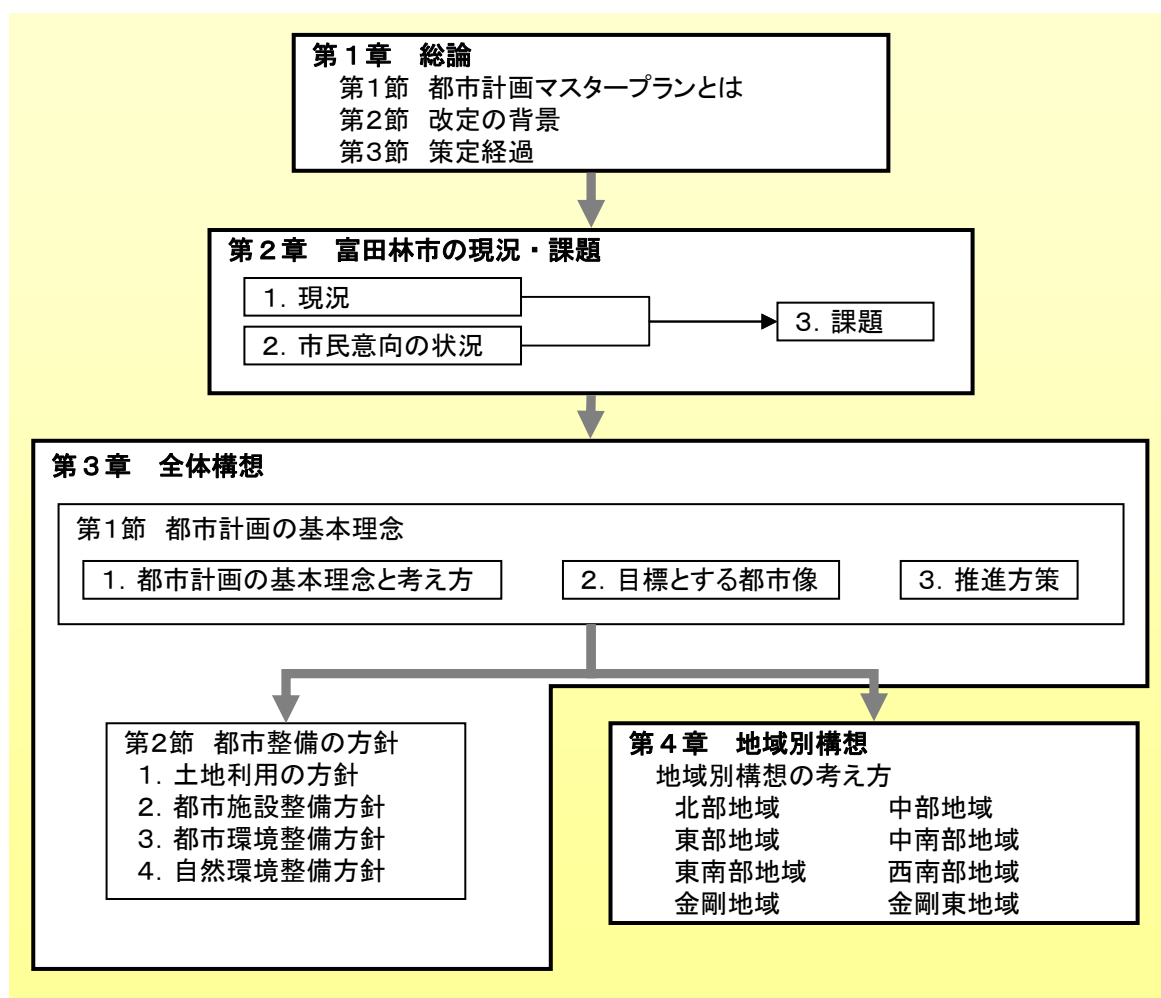
このため、さらに市民がまちづくりの主役となる成熟した都市が形成されるよう、市民、事業者及び行政による協働*のまちづくりを進めていく必要がある。

第3節 策定経過

1. 計画の構成

富田林市では、平成10年に「富田林市の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる「都市計画マスタープラン」を策定し、“自然と歴史が共生するまち”、“交流と活力のあるまち”、“安全で快適なまち”、“安心と生きがいのあるまち”という4つをまちづくりの目標と定め、それらをふまえた個別・具体の都市計画施策を推進してきた。

今回、都市計画マスタープラン策定から10年を迎えるに当たり、社会情勢などの変化や富田林市総合計画^{*}などの上位計画の見直しや改定の動き、市民の生活スタイルや価値観などの変化、さらに都市計画法^{*}の改正や都市計画区域の再編などから土地利用及び都市整備の方針などを見直す必要があることから、「富田林市都市計画マスタープラン」を見直すものとする。



2. 策定フロー

本マスタープランは、次のような視点をもって改定を行った。

●前マスタープランの進捗状況の確認

事業などの進捗状況を確認するため、前都市計画マスタープランに掲げられている項目を担当課別に振り分け、ヒアリングを行った。その結果をふまえ、達成分については削除し、未達成の項目については、継続もしくは削除を行った。また、新規事業についても同時にヒアリングし追加した。

●市民意向の反映

計画策定にあたっては、住民意識調査をはじめ、市域全体及び地域別の意見聴取会の実施や、素案の全戸配布による意見聴取を行うなど、市民意向の反映に努めるものとした。

●地域主体のまちづくりに向けた取り組み

市民のまちづくりへの関心を高め、地域主体のまちづくり意識の高揚、きっかけづくりをめざし、学識経験者を招いて“まちづくり講演会”を開催した。

